

国民健康保険加入者の特定健康診査

国保特定健康診査は、心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に発症の前兆となるメタボリックシンドロームに着目した健診です。自覚症状に乏しい生活習慣病を防ぐため、この健診を毎年度受けましょう。

健診項目	身体計測、血圧、血中脂質、肝機能、血糖、尿、貧血、心電図検査、眼底検査（医師が必要と認めた方のみ） ※ペースメーカーを装着している方は事前にお申し出ください。
対象者	次の要件をすべて満たす方 (1) 昭和26年4月26日から昭和62年3月31日までに生まれた市の国保加入者であること。 ただし、75歳の誕生日以後は受診できません。（75歳の誕生日を過ぎた方の健診は19ページをご覧ください。） (2) 受診日に市の国保加入者であること。 <u>※家族の方の扶養になるなど、他の医療保険へ加入する予定がある方は、その医療保険での資格取得日にさかのぼって国保の資格を喪失することになりますので、特に注意してください。</u> (3) 令和8年度に市の国保人間ドックを受診していない、または、市の国保人間ドックの受診を予定していないこと。 ※国保人間ドック受診の方は、人間ドックの検査内容に特定健康診査が含まれ、同時受診となります。 (4) 次の項目に該当していない方であること。 ・妊産婦 ・病院または診療所に6か月以上継続入院している方 ・障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設などの施設に入所している方
実施期間	令和8年4月25日から翌年3月15日まで（この期間中1回に限り受診できます。）
自己負担額	無料（健診には約1万2千円の経費がかかりますが、受診券を使用することにより無料で受診することができます。）
申込先	20～23ページをご覧ください、希望される医療機関へ電話などで直接予約をしてください。
持参する物	・特定健康診査受診券 ・マイナ保険証または資格確認書 特定健康診査受診券がないと受診できません。忘れずにお持ちください。 （昨年度特定健康診査を受診された方は、その健診結果も持参してください。）
受診券	受診券はオレンジ色で、4月下旬に郵送します。 なお、紛失した場合は再交付しますので、国保年金課へお知らせください。（1週間程度かかります。） 令和8年度の途中から国保に加入された方には、随時受診券を郵送します。
健診後の保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判断された方には、保健師または管理栄養士による保健指導を受けることができます。
問い合わせ先	国保年金課国保健康事業係（35－1116、または35－1111内線206）までお願いします。

国保人間ドック

国保人間ドックは、病気の早期発見や重症化の予防を目的とした健診です。

検査内容	国保特定健康診査、胃がん・肺がん・大腸がん検診、肺機能、眼底、視力・聴力、腹部超音波検査 ※ペースメーカーを装着している方は事前にお申し出ください。		
対象者	次の要件をすべて満たす方 (1) 昭和26年4月16日から昭和62年3月31日までに生まれた市の国保加入者であること。ただし、75歳の誕生日以後は受診できません。 (2) 受診日に市の国保加入者であること。 ※他の医療保険への加入手続き中の方は、その医療保険での資格取得日にさかのぼって国保の資格を喪失することがあります。 (3) 今年度、国保の特定健康診査を受診していないこと。 (4) 妊産婦、病院または診療所に6か月以上継続入院している方、障害者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設などに入所している方でないこと。		
自己負担額	4,250円 ※当日実施した検診の内容や年齢により、負担額が増減する場合もあります。		
実施期間	令和8年4月15日から翌年3月15日まで (この期間中1回に限り受診できます。)		
実施場所 実施日時 申込先	弘前市医師会 健診センター (野田二丁目)	月～土曜日 (祝日等を除く。ただし、土曜日は月に1回程度休み、5・6・7・8・9月については日曜日に受診できる日もあります。)	国保年金課へお申込みください。 35 - 1116
	鳴海病院 健康管理センター (品川町)	月～金曜日 (祝日等を除く)	鳴海病院健康管理センターへお申込みください。 37 - 2550
	健生病院 健診科 (扇町二丁目)	月～土曜日 (祝日等を除く)	健生病院健診科へお申込みください。 予約専用番号 050 - 1726 - 1578

■共通事項

申込手続き	事前の予約が必要となりますので、各申込先にお申込みください。 ※各実施機関とも検査できる人数に限度がありますので、実施期間中でも申込みがいっぱいになり次第受付終了となる場合もあります。余裕をもってお申込みください。
問い合わせ先	国保年金課国保健康事業係 (35 - 1116、または35 - 1111 内線206) までお願いします。

国保脳ドック

国保脳ドックは、脳血管疾患などの早期発見を目的とした検診です。

検査内容	脳MRI、脳血管MRA、頸部頸動脈MRA、血液検査、尿検査、身体計測、血圧、高感度CRP ※ペースメーカーを装着している方は <u>受けることができません。</u>		
対象者	次の要件をすべて満たす方 (1) 昭和26年4月2日から昭和62年3月31日までに生まれた市の国保加入者であること。ただし、75歳の誕生日以後は受診できません。 (2) 受診日に市の国保加入者であること。 ※他の医療保険への加入手続き中の方は、その医療保険での資格取得日にさかのぼって国保の資格を喪失することがあります。		
自己負担額	5,000円		
実施期間	令和8年4月1日から翌年3月31日まで (この期間中1回に限り受診できます。)		
実施医療機関	実施日時	申込先	オプション※
鳴海病院 健康管理センター	月～金曜日 (祝日等を除く)	(品川町) 37 - 2550	なし
木村脳神経 クリニック	月～土曜日 (水曜日・祝日等を除く)	(代官町) 31 - 3117	あり
健生病院	月～金曜日 (祝日等を除く)	(扇町二丁目) 予約専用番号 050 - 1726 - 1578	なし
弘前脳神経外科 クリニック	月～金曜日、第2・4土曜 (祝日等を除く)	(大清水四丁目) 88 - 5212	あり
弘前脳卒中・リハビリ テーションセンター	火・金曜日 (祝日等を除く)	(扇町一丁目) 28 - 8220	なし
吉川脳神経外科 クリニック	月～金曜日 (祝日等を除く)	(城東中央三丁目) 26 - 6120	あり
弘前総合医療 センター	月～金曜日 13:00～15:00 (水曜日・祝日等を除く)	(富野町) 32 - 4311	なし

※オプションの内容(認知症検査、動脈硬化の検査など)や費用は各実施医療機関で異なります。詳細は各実施医療機関へ直接お問い合わせください。

後期高齢者医療制度加入者の健康診査

後期高齢者医療制度加入者の健康診査は、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることで重症化の予防を目的とした健康診断です。また、歯及び歯肉の状態、口腔内の衛生状態等口腔機能をチェックする歯科健康診査も実施します。詳しくは24ページをご覧ください。

健診項目	【医科健診】 身体計測、血圧、血中脂質、肝機能、血糖、尿検査、クレアチニン検査、貧血検査（※①）、心電図検査（※①）、眼底検査（※①） ※① 医師が必要と認めた方のみ実施します。
対象者	健診受診日において後期高齢者医療制度加入者で、弘前市に住所を有する方。 ただし、次の方はこの健診を受診できませんので注意してください。 (1) 病院や診療所に6か月以上継続して入院している方。 (2) 障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設、有料老人ホームなどに入所または入居している方。 (3) 令和8年度後期高齢者医療制度に加入する方（※②）で、今年度中に特定健診を受診済みの方。
実施期間	令和8年4月25日から翌年3月15日まで （この期間中1回に限り受診できます。）
自己負担額	無料（健診には約1万2千円の経費がかかりますが、受診券を使用することにより無料で受診できます。）
申込先	20～23ページをご覧ください、 希望される受診機関へ 電話などで 直接予約 をしてください。
持参する物	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査受診券 （昨年度、この健診又は特定健診を受診した方は、その健診結果も持参してください。） マイナ保険証または資格確認書 健康診査受診券がないと受診できません。 忘れずにお持ちください。
受診券	受診券は 水色 で、対象となる方へ4月下旬に郵送します。 なお、紛失した場合は再交付しますので国保年金課後期高齢者医療係へお知らせください。（1週間程度かかります。）
問い合わせ先	国保年金課後期高齢者医療係（40－7046、または35－1111内線208・493）までお願いします。

☆令和8年度後期高齢者医療制度に加入する方（※②）年度途中で加入した方には、確認後に随時受診券を送付しています。

（※②）について……今年度75歳になる方及び65歳以上75歳未満で一定の障害があると青森県後期高齢者医療広域連合に認定された方
 後期高齢者医療制度に加入する日の前日までに受診する場合……市の国保加入者は、市の国保特定健診を受診することができます。

市の国保以外の医療保険に加入している方は、各保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入した日以降に受診する場合……この健診を受診することができます。（同年度内に国保特定健診と両方は受診できません。）

